

**知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務委託
企画提案募集要領**

1 目的

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会（以下「鉄利同盟会」という。）では、鉄道利用による交流人口の拡大や住民の利用促進等に取り組むことにより、県内鉄道の利用拡大及び各地域の活性化を図ることを目的にやまがた鉄道沿線活性化プロジェクトを推進している。

同プロジェクトにおいて、「やまがた鉄道応援団」（以下「応援団」という。）の設立に併せた公式 LINE アカウントの開設や管理運用業務、鉄道の利用促進に向けた P R 動画の制作業務等を行う他、これらの認知度を高めるための広報業務等を行う。

この要領は、標記の業務を委託する事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者（以下「提案者」という。）から業務委託契約の候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（1）業務の名称

知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務委託

（2）業務の内容

「知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務委託」仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（4）提案上限額

1,760,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※翌年度以降の管理運用に係る経費を除く

3 応募に関する事項

（1）応募資格

次に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- ①山形県内に事業所又は事務所がある団体であること
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）及び消費税を滞納していないこと
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑥次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きを行っていないこと

（2）共同企業体

①構成員が、（1）①から⑦に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、1構成員を代表者とすること。

②各構成員が、本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員ではないこと。

③共同企業体において、代表者との委託契約（発注者との関係において再委託に該当）により業務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

（3）失格事項

次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは、失格とする。

①この要領に定めた応募資格が備わっていない場合

②提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合

③提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

④提案書に虚偽または不正があった場合

⑤提案の内容が提案上限額を上回る場合

4 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類及び提出部数

①参加申込書（様式1） 1部

②企画提案書（様式自由） 9部

（記載事項）

（a）企画の内容

委託対象業務のうち、以下の①～④の「提案項目」について、仕様書に沿った効果的な取組を提案（記載）すること。また、「提案項目」以外に、事業効果を高めるような取組があれば、併せて提案（記載）すること。

《提案項目》

①（仕様書3頁）

「(3) 応援団の会員増加に向けたプロモーション等業務」 — ① 応援団の広報
— II その他の広報 に記載の内容

②（仕様書 4 頁）

「(3) 応援団の会員増加に向けたプロモーション等業務」－ ②「鉄道の日記念キャンペーン」の広報－Ⅱ その他の広報 に記載の内容

③（仕様書 4～5 頁）

「(1) 鉄道の利用促進 P R 動画の制作業務」 に記載の内容

④（仕様書 5 頁）

「(2) P R 動画を活用した情報発信業務」 に記載の内容

（注）上記の①、②、④（広報業務）は、それぞれの事業等の周知だけでなく、他の事業等の周知も含めた総合的な広報活動等について施策を提案すること。

(b) 業務の実施体制

本業務を円滑に実施するための実施体制（人員配置、経験、資格等）を記載すること。
なお、業務の一部を第三者に再委託する予定がある場合は、予定している再委託先を明記すること。また、相談対応、障害発生時の対応、簡易な修正への対応等について記載すること。

(c) 業務実績

過去に、他の自治体等での同種又は類似の業務実績（SNS 公式アカウントの構築・管理運用、P R 動画の制作等）がある場合は、当該業務実績の概要（発注者、契約期間、契約金額、業務内容等）を記載すること。（該当ない場合は記載不要）

(d) スケジュール

本業務の全体スケジュールを記載すること。

③事業者概要書（様式 2） 9 部

④経費見積書（様式任意） 9 部

各費用に係る明細など可能な限り明らかにすること。

(2) 提出期限

①参加申込書（様式 1）

令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時まで

②①以外の書類（様式 1 以外）

令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで

(3) 提出方法

①提出は、持参、郵送、又は電子メールによる。

②郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

③持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に提出先へ持参すること。

④電子メールの場合は、件名を「知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務企画提案書の提出（企業名）」とし、電子メールの送信後、「10 提出・問合せ先」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。なお、電子データのファイル形式は P D F とする。

5 企画提案書作成に係る質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務への問合せ」として、「10 提出・問合せ先」へ提出すること

(2) 質問受付期限

令和7年7月11日（金）17時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、全ての参加申込書提出者（参加申込後に参加辞退の意思表示のあった者を除く。）に、原則として電子メールにより行う。ただし、各提案予定者の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答する。

6 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 鉄利同盟会で設置する企画審査会により、各審査員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) 前号の審査は、別紙「企画提案審査基準」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより行う。なお、4により提出した資料以外の追加は認めない。

(3) プレゼンテーションの開催日時及び実施方法等は、別途提案者に通知する。

(4) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の5割に満たない提案は選定を見送る場合がある。

(5) 審査の結果については、提案者全員に対し書面により通知する。

(6) 提案者が1者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について業務の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(7) 提案者がいない場合には、一旦企画提案募集の実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 応募できる提案の数は、一提案者につき一件とする。

(3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出期限後における企画提案書等の再提出及び差替えは認めない。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(6) 企画提案の手続及びこれに係る事務処理において、事務局職員が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(7) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

8 契約締結

- (1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された業務委託契約の候補者（以下「受託候補者」という。）と鉄利同盟会との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に鉄利同盟会と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点者とされた提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、委託契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「10 提出・問合せ先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (8) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を鉄利同盟会に移転する。

9 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 企画審査会の開催 : 令和7年7月下旬
- (2) 審査会結果通知 : 令和7年7月下旬
- (3) 契 約 締 結 : 令和7年7月下旬

10 提出・問合せ先

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会事務局

担当 菅原

(山形県みらい企画創造部総合交通政策課)

〒990-8570 山形市松波 2－8－1

電 話 : 023-630-2161

F A X : 023-630-3082

E-mail : ykotsu@pref.yamagata.jp 、 sugawarayosu@pref.yamagata.jp

(2つのアドレスに同時にメールを送付すること)